

## ゆめカード ゴールドカード会員の皆さまへ

ゆめカードのカード付帯保険は、ゆめカードを保険契約者とし、ゴールドカード会員(家族会員を含む)の皆さまを被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。適用される保険内容は、下記の通りとなりますのでご確認ください。

※当保険は、ゴールド会員の皆様への保険証券の発行はしていません。

対象カード	ゴールドカード
保険適用開始日	ゴールドカード入会日(ゆめカードにて入会登録が完了した日)の翌日以降
被保険者	ゴールドカード会員(家族会員を含む)

### 1. カード付帯保険の概要

#### ①ショッピングプロテクション保険

対象となる商品	ゆめカードのクレジット決済を利用して購入した1品5千円以上200万円以下の商品
---------	---

##### 保険責任期間

ショッピングプロテクション保険の責任期間は、ゆめカードのクレジット決済を利用して決済した商品を購入した日に始まり、その日から起算して180日間となります。

補償項目	保険金額	免責金額
支払限度額 (年間限度額)	200万円	0円

#### ②海外旅行保険

対象となる海外旅行	旅行中に利用するために航空機の料金をゆめカードでクレジット決済した海外旅行
-----------	---------------------------------------

##### 保険責任期間

海外旅行保険の責任期間は、航空機の料金をゆめカードでクレジット決済したとき以降の旅行期間(日本を出国する以前にクレジット決済した場合は日本を出国した日、日本を出国した後に航空機の料金をクレジット決済した場合には航空機の料金をクレジット決済した日から、日本に到着した日の翌日の午後12時までの間)。

ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間が補償の限度となります。

補償項目	保険金額	免責金額
傷害死亡・後遺障害 (疾病が原因のものは対象外)	5,000万円	—
傷害治療費用 (1事故の限度額)	300万円	—
疾病治療費用 (1疾病の限度額)	300万円	—
賠償責任 (1事故の限度額)	3,000万円	—
携行品 (1旅行かつ年間限度額)	30万円	3,000円
救護者費用等 (年間限度額)	200万円	—

#### ③国内旅行傷害保険

対象となる国内旅行	ゆめカードでクレジット決済した国内旅行
-----------	---------------------

##### 保険責任期間

国内旅行傷害保険の責任期間は、下記の料金をゆめカードを利用してクレジット決済したいずれかに該当する旅行期間

- ①公共交通乗用具(※2)に乘客として搭乗している間
- ②旅館・ホテル等に宿泊客として滞在している間(火災または破裂・爆発によるケガのみ対象)
- ③宿泊を伴う募集型企画旅行に参加している間

※2当該公共交通乗用具の乘客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内外側)も含まれます。

補償項目(疾病が原因のものは対象外)	保険金額
死亡・後遺障害	3,000万円
入院(最高180日) (フランチャイズ7日(※3))	5,000円
手術保険金	傷害入院日額×倍率
通院(最高90日) (フランチャイズ7日(※3))	3,000円

※3事故日から起算して7日目以降、入院・通院の支払を受けるべき状態にある場合に限り1日目から保険金が支払われます。

保険内容についてのご質問・お問い合わせ



0570-200-171  
 受付時間:月曜日～金曜日 9時～17時30分(年末年始を除く)  
 株式会社ゆめカード お問合せ専用ダイヤル ※担当者にお繋ぎいたします

引受保険会社



東京海上日動火災保険株式会社

中国支店営業第一課  
 〒730-8730 広島県広島市中区八丁堀3-33

## 2.ショッピングプロテクション保険の補償内容

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。  
 なお、保険適用可否などについては引受保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

補償項目	ショッピングプロテクション	
保険金をお支払いする場合	被保険者が、ゆめカードゴールドカードのクレジット決済を利用して保険責任期間中に購入した商品が購入日より180日以内に、日本国内において破損、盗難、火災などの偶然な事故により損害を被った場合。 ただし、1品が5000円以上200万円以下の商品に限ります。	
お支払いする保険金	被保険者1名あたりの年間限度額を200万円とし、ゆめカードゴールドカードのご利用額あるいは購入店の領収証に記載された商品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額が購入金額のどちらか低い金額)を限度にお支払いします。 ※ 購入した商品の代金の一部をカードで支払った場合には、カード利用額を限度とします。	
保険金をお支払いしない主な場合	たとえば、 ① 被保険者の故意、重大な過失または法令違反 ② 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 ③ 戦争、内乱、その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ④ 放射線照射、放射能汚染 ⑤ 保険の対象の自然の消耗または劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、侵食、キャビテーション、ひび割れ、はがれ、肌落ち、自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いまたは虫食い等 ⑥ 保険の対象のかしによって生じた損害 ⑦ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ⑧ 電気的または機械的事故によって保険の対象に生じた損害 ⑨ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害 ⑩ 保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ⑪ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑫ 台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害 ⑬ カード会員が引き渡しを受ける前に補償の対象となる商品に生じた損害 ⑭ 保険の対象が、被保険者以外の者に譲渡された場合 ⑮ 保険の対象である液体が流出したことにより保険の対象に生じた損害 ⑯ 保険の対象に対する修理、清掃、解体、据付、組立、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑰ 保険の対象に加工を施した場合における加工着手に生じた損害	<保険の対象とならない主な商品> ・ 不動産 ・ 船舶(ホバークラフト、ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)、航空機(ヘリコプターおよび飛行船を含みます)、自動車、自動二輪車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・ 原動機付自転車、自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、スキーおよびこれらの付属品 ・ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡およびこれらに類する物 ・ 動物および植物 ・ 小切手および手形その他の有価証券、現金、印紙、切手、乗車券類(鉄道および船舶の乗車船券、航空機の航空券ならびにこれらの定期券)ならびに宿泊券、観光券、旅行券その他あらゆる種類のチケット ・ 食料品 ・ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 ・ ラジコン模型、ラジコンヘリ、無人ヘリおよびこれらの付属品 ・ ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ・ 携帯式電子機器(移動電話、ポケットベルなどの通信機器、ノート型パソコン、ワープロなどの携帯式電子事務機器およびこれらの付属品) ・ 1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、時計、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品 ・ 1個または1組の購入価格が5千円以下のもの ・ 日本国外において購入されたもの

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

### 3. 海外旅行保険の補償内容

責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)を限度とします。

#### ◆ 傷害

補償項目	傷害		
	死亡	後遺障害	治療費用
保険金をお支払いする場合	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けた場合
お支払いする保険金	傷害死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	(後遺障害の程度に応じて) 傷害後遺障害保険金額の4~100% ※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。	下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(事故の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。) ①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。) ②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費 ④入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガについて、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用
保険金をお支払いしない主な場合	たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③放射線照射、放射能汚染 ④無免許・酒気帯び・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ⑤けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑥脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑦責任期間開始前または終了後に発生したケガ ⑧ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの		

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

### 3.海外旅行保険の補償内容

責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の午前0時から日本に入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)を限度とします。

#### ◆疾病・賠償責任

補償項目	疾病	賠償責任
	治療費用	
保険金をお支払いする場合	<p>①保険責任開始後に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(ただし、責任期間終了後に発病した病気については、原因が責任期間中に発生したものに限りませう。)</p> <p>②責任期間中に感染した特定の感染症(注)により、責任期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けられた場合 (注)特定の感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に規定する一類・二類・三類・四類感染症、政令によりそれらと同程度の措置が講じられている指定感染症または同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(治療を開始された時点において規定する感染症)</p>	<p>責任期間中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害(注)を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>(注)次に掲げる損害を含みます。          ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます)に与えた損害          ・居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害(ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます)          ・レンタル会社より被保険者が直接借用した旅行用品、生活用品に与えた損害</p>
お支払いする保険金	<p>下記の費用で実際に支出した治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(初診の日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りませう。)</p> <p>①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(医師の処方による薬剤費、緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示による宿泊施設の客室料等を含みます。)</p> <p>②治療に伴い必要になった通訳雇入費用、交通費</p> <p>③入院のため必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回の病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)</p> <p>④旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)</p> <p>⑤保険金請求のために必要な医師の診断書費用</p> <p>⑥法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用</p>	<p>損害賠償金の額</p> <p>・1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。          ・損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、予め保険会社にご相談ください。          ・損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。</p>
保険金をお支払いしない主な場合	<p>たとえば、</p> <p>①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く)</p> <p>③放射線照射、放射能汚染</p> <p>④けんかや自殺行為、犯罪行為</p> <p>⑤妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症の治療費用</p> <p>⑥歯科疾病</p> <p>⑦責任期間開始前に発病した病気</p> <p>⑧ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病</p> <p>⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</p> <p>⑩日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療で支出した費用</p>	<p>たとえば、</p> <p>①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く)</p> <p>③職務遂行に関する(仕事上の)損害賠償責任</p> <p>④親族に対する賠償責任</p> <p>⑤所有・使用・管理する財物の損壊について、正当な権利者に対して負担する損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦航空機、船舶(ヨット、水上オートバイを除く)、車両(レンタカーを含み、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルを除く)、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任</p>

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

### 3.海外旅行保険の補償内容

責任期間とは、被保険者が海外旅行の目的をもって日本国内の住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行期間中で、かつ日本を出国する日の午前0時から日本に  
 入国した日の翌日の午後12時までの間をいいます。ただし、日本を出国した日の翌日から起算して30日間(海外赴任および一時帰国時の日本出国も含む)を限度とします。

#### ◆携行品損害・救援者費用

補償項目	携行品損害	救援者費用
保険金をお支払いする場合	責任期間中に携行品(注)が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 (注)携行品とは保険の対象となる方が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行する身の回り品をいい、現金・クレジットカード・電子マネー・商品券等、義歯・コンタクトレンズ、設計書・帳簿等の書類、データ・ソフトウェア等の無体物、仕事のためだけに使用するもの、サーフィン等の運動を行うための用具またはこれらの付属品等は含まれません。また、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内・集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)にある間および別送品は含まれません。	①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。) ②責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや責任期間中に発病した病気により、3日以上続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。) ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で責任期間中に死亡された場合 ④責任期間中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、責任期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ⑤責任期間中に乗っている航空機・船舶が遭難した場合、急激かつ偶然な外来の事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合等
お支払いする保険金	携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度として損害額(注)を支払います。 (注)損害額とは損害が生じた携行品の修繕費と時価額(再取得価額(保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要とする額)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価分を控除して算出した額)のいずれか低い方をいい、自動車等の運転免許証については再発給手数料、旅券については再取得費用(現地で負担した場合に限り、交通費、宿泊施設の客室料も含む)、乗車券等についてはその乗車券等の経路および等級の範囲内で保険事故の後に保険の対象となる方が支出した費用等をいいます。	被保険者、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで) ③救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分かつ救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで) ⑤現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。) ⑥遺体処理費用(100万円まで)
保険金をお支払いしない主な場合	たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③すり傷、かき傷または塗料の剥れなど単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ④保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い ⑤携行品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。) ⑥差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査等での錠の破壊を除く。) ⑦無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ⑧ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じたその運動用具の損害	たとえば、 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③放射線照射、放射能汚染 ④けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑤歯科疾病 ⑥ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ等 ⑦ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 ⑧むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの ⑨無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

## 4.国内旅行傷害保険の補償内容

下記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否など詳細につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。なお、保険適用可否などについては引受保険会社が定める所定の手続きによって行われますのであらかじめご了承ください。

### ◆傷害

補償項目	傷害		
	死亡・後遺障害	入院保険金・手術保険金	通院保険金
保険金をお支払いする場合	<p>(1)被保険者が公共交通乗用具(航空法・鉄道事業法・海上運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、バス、タクシー、船舶等)に乘客として搭乗している間に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合。当該公共交通乗用具の乘客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側にいる間に限ります)でのケガも含みます</p> <p>(注)被保険者が乘客として航空機に搭乗する場合は、航空機搭乗者に限り入場が許されている空港構内でケガをした場合も含まれます</p> <p>(2)被保険者が宿泊施設に宿泊客として宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合</p> <p>(3)被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行(旅行業法第4条第1項第4号に規定する企画旅行のうち、旅行業者がその旅行業約款において募集型企画旅行として企画するもの)に参加中(募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行業者(以下「募集型企画旅行業者」といいます。))があらかじめ手配した乗車券類などによって提供される当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など(運送・宿泊機関などには、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします。)のサービスの提供を受けることを開始したときから最後の運送・宿泊機関などのサービスの提供を受けることを完了したときまでの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日時をあらかじめ募集型企画旅行業者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱のときから復帰のときまでの間またはその離脱のときからは募集型企画旅行に参加していないものとします。)に急激かつ偶然な外来の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①～⑤に該当した場合</p>		
お支払いする保険金	<p>上記「保険金をお支払いする場合」の(1)～(3)により被ったケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に下記①②の場合、①死亡保険金、②後遺障害保険金をお支払いします。</p> <p>①死亡した場合 ②後遺障害が生じた場合 (後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4～100%)</p>	<p>上記「保険金をお支払いする場合」の(1)～(3)により被ったケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に下記③④の場合、③入院保険金、④手術保険金をお支払いします。</p> <p>③入院した場合(フランチヤイズ7日(注)、ただし、事故の日から180日限度) ④ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療を直接の目的として手術を受けられた場合 (入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額。ただし1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りします。)</p>	<p>上記「保険金をお支払いする場合」の(1)～(3)により被ったケガが原因で事故の日からその日を含めて180日以内に⑤の場合、通院保険金をお支払いします。</p> <p>⑤通院した場合(フランチヤイズ7日(注)、ただし、事故の日から180日以内の通院で、1事故対し90日限度)</p>
保険金をお支払いしない主な場合	<p>たとえば、</p> <p>①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為は除く) ③放射線照射、放射能汚染 ④無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑤けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑥脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除く)によるケガ ⑦地震もしくは噴火またはこれらに伴う津波によるケガ ⑧ビッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ ⑨むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの</p>		

上記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否詳細等につきましては、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

## 5.保険金の請求手続きについて

ゆめカードのカード付帯保険は、(株)ゆめカードを保険契約者とし、ゴールドカード会員(家族会員を含む)の皆さまを被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。  
保険金の請求手続き、各種サービスのご提供には、**ゴールドカード会員(家族会員を含む)の資格確認**が必要となることより、(株)ゆめカードの資格確認窓口の営業時間中のみ対応となります。また、資格確認に必要な項目がございますので、ご確認ください。

※事故の日から、原則30日以内に事故発生の状況・事故の程度などをご連絡ください。

### ①ショッピングプロテクション保険

保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル(東京海上日動安心110番)

**0120-119-110**  
受付時間:24時間・365日

フリーダイヤルのご利用方法

- ①上記フリーダイヤルにダイヤルします。
- ②音声ガイダンスに従い、ご希望の請求手続きを電話機のプッシュボタンで選択します。
- ③電話がつながり、受付をいたします。受付の際に、下記お伝えください。
  - ・契約者名:株式会社ゆめカード
  - ・契約者電話番号:0570-200-171
  - ・契約者住所:広島県広島市東区二葉の里3-3-1

ご注意

- 上記フリーダイヤルは受付専用のフリーダイヤルとなります。  
受付がお済みのお客様は、受付時に担当窓口からご案内する電話番号までおかけくださいますよう、お願い申し上げます。

### ②海外旅行保険

日本国内保険金ご請求・事故に関するお問い合わせ

**03-5537-3590**  
受付時間:月～金 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始は休み)

東京海上日動火災保険(株) 本店損害サービス第一部 海外旅行保険損害サービス室

ご注意

- 海外ご滞在中の事故・ケガ・トラブルについてのご相談は「6. 海外総合サポートデスクのご利用に関するご案内」をご参照ください。

### ③国内旅行傷害保険

保険金ご請求・受付専用フリーダイヤル(東京海上日動安心110番)

**0120-720-110**  
受付時間:24時間・365日

ネットでのご連絡は  
<https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/songai/jiko.html>



フリーダイヤルのご利用方法

- ①上記フリーダイヤルにダイヤルします。
- ②音声ガイダンスに従い、ご希望の請求手続きを電話機のプッシュボタンで選択します。
- ③電話がつながり、受付をいたします。受付の際に、下記お伝えください。
  - ・契約者名:株式会社ゆめカード
  - ・契約者電話番号:0570-200-171
  - ・契約者住所:広島県広島市東区二葉の里3-3-1

ご注意

- 上記フリーダイヤルは受付専用のフリーダイヤルとなります。  
受付がお済みのお客様は、受付時に担当窓口からご案内する電話番号までおかけくださいますよう、お願い申し上げます。

## 5.保険金の請求手続きについて

### ④保険金のお支払いについて

海外旅行保険の保険金のお支払いは原則として帰国後、日本国内で円貨にてお支払いいたします。海外総合サポートデスク(またはキャッシュレス・メディカル・サービス)をご利用の場合は、治療実費は保険金額を限度に東京海上日動火災保険㈱または同社の提携会社より病院に直接支払われますので、帰国後の保険金請求手続きは不要です。処方薬購入費、交通費など、立替の費用がある場合は、帰国後に保険金請求手続きをお取りください。

### 保険金の請求に必要な書類(海外旅行保険・国内旅行傷害保険・ショッピングプロテクション保険)

#### 【重要&お願い】

保険金のご請求に関しては、旅行保険付帯のクレジットカードを複数所持、または任意の保険にご加入の場合、必ずその旨を保険金請求書にご記入ください。

ご請求になる 保険金の種類	ショッピング プロテクション	海外旅行								国内旅行				
		傷害		傷害 治療 費用	疾病 治療 費用	賠償責任		携 行 品 損 害	救 援 者 費 用	傷害		入 院 保 険 金	手 術 保 険 金	通 院 保 険 金
		死 亡	後 遺 障 害			対 人	対 物			死 亡	後 遺 障 害			
必要書類														
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○
日本出入国日およびご本人のお名前を確認できる書類		○	○	○	○	○	○	○	○					
事故証明書(公の機関発行のもの。 やむをえないとき第三者のもの。)	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
医師の診断書			○	○	○				○		○			○
治療費の明細書および領収書				◎	◎									
示談書または念書						◎	◎							
第三者の損害を証明する書類						◎	◎							
損害物件の修理見積書または修理領収書	◎						◎	◎						
損害物件の写真	◎							◎						
購入時の価格・購入先を示す書類	◎							◎						
救援者費用の明細書および領収書									◎					
3日ないし7日以上入院証明書									○					
死亡診断書または死体検案書		○								○				
被保険者の除籍簿の戸籍謄本およびすべての法定相続人の戸籍謄本・印鑑証明		◎								◎				
その他必要と認められる書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○

※ ◎印は原本(オリジナル)をご提出ください。

※ 傷害後遺障害については、日本の医師が発行した診断書をご提出ください。

※ 診断書・事故証明書などの発行手数料は、保険金お支払いの対象外です。ただし、海外旅行保険のご請求で東京海上日動に提出用の診断書の発行手数料はお支払いの対象ですので、診断書原本をご提出ください。

※ 海外治療費用について、治療実費が10万円を超える場合に医師の診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が10万円以下の場合であっても、診断書のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 盗難事故の場合は事故証明書が必要となりますので、警察へ届け出てください。警察に行けない場合は、第三者の証明が必要です。

※ 盗難により携行品損害の保険金を請求する場合は、当該携行品購入時の領収書や保証書などの提出が必要です。これが困難な場合は保険金をお支払いできない場合があります。

※ 海外旅行において、自動化ゲートの利用により、パスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表などが必要です。

※ 事故の日から、原則30日以内に東京海上日動火災保険㈱、または㈱ゆめカードまでご連絡ください。

※ 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

※ 事故内容により、調査を実施させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 6.海外総合サポートデスクのご利用に関するご案内

株式会社ゆめカード 資格確認窓口営業時間

受付時間: 9時～17時30分 (元日を除く)

海外総合サポートデスクのご利用にあたっては、ゴールドカード会員(家族会員を含む)の資格確認が必要となることより、上記、ゆめカードの資格確認窓口の営業時間中のみの対応となります。

サービスのご提供については資格確認後になることから、サービスのご提供にはお時間を頂戴する事があります。

また、ゴールドカード会員(家族会員を含む)の資格確認のために、カード番号をお伺いし、また日本ご出国日を確認するためパスポートのコピーをファックスにてお送り頂きます。ご提供頂く情報に不足がある場合には、本サービスをご利用いただけませんので予めご了承下さい。

東京海上日動海外総合サポートデスク

受付時間: 24時間・365日

東京海上日動海外総合サポートデスク LINE無料通話

スマートフォンから、コミュニケーションアプリ「LINE」を利用して、海外総合サポートデスクにお問い合わせいただけます。日本から持参する携帯電話でフリーダイヤルにかけると、海外ローミング料金が発生することがありますが、LINEの無料通話(専用サイトの通話発信ボタンをタップしていただくと、LINE が起動しインターネット経由で海外総合サポートデスクと無料通話ができる機能です。)の場合、Wi-Fi に接続できる環境があれば無料で海外総合サポートデスクへお問い合わせいただけます。



<http://www.intac-net.co.jp/line/card/>



東京海上日動海外総合サポートデスク フリーダイヤル

滞在地		連絡先	滞在地		連絡先
北米	アメリカ合衆国本土(アラスカを除く)	1-800-446-5571	ヨーロッパ	アイルランド	1-800-55-8166
	ハワイ	1-800-446-5571		イギリス	0800-028-6560
	グアム	1-888-841-7905		イタリア	800-8-70715
	サイパン	1-866-666-5127		オーストリア	0800-281-284
	カナダ	1-800-665-6779		オランダ	0800-022-5777
	バミューダ諸島	1-800-623-0164		ギリシャ	00-800-8113-0008
中南米	チリ	1230-020-2474		スイス	0800-55-5692
中東	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065		スウェーデン	020-791-027
	イスラエル	1-80-947-8001		スペイン	9009981-64
東アジア	韓国	00798-81-1-0068		デンマーク	8001-0516
	台湾	0080-181-2233		ドイツ	0800-1-81-1391
	中国	4001-202989		トルコ	00-800-8191-9166
	香港	800-96-6933		ノルウェー	800-13179
	マカオ	0800-449		ハンガリー	06-800-11886
東南アジア	インドネシア	001-803-81-0154		フィンランド	0800-1-181-33
	シンガポール	800-811-0423		フランス	0800-909634
	タイ	001-800-811-0215		ベルギー	0800-1-8115
	フィリピン	1-800-1-811-0177		ポルトガル	800-8-81-127
オセアニア	マレーシア	1800-80-3072	ルクセンブルグ	8002-2863	
	オーストラリア	1-800-146-401	ロシア	810-800-20041081	
	ニュージーランド	0800-44-8461	アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595

● 上記ダイヤルは、各滞在地から「海外総合サポートデスク」へ直接繋がるフリーダイヤルです。フリーダイヤルの場合は、電話機の種類(公衆電話、携帯電話など)によってはご利用になれない場合があります。また、滞在地によっては国内電話料相当額が必要になる場合がありますので、現地でご確認ください。

## 6.海外総合サポートデスクのご利用に関するご案内

- 前頁記載の滞在地以外から、あるいは前頁記載のダイヤルで繋がらない場合は、その滞在地の国際電話局のオペレータを通じて、下記までコレクトコールをご指定のうえお申し込みください。コレクトコール申込時は日本語は通じないため、現地語または英語で依頼することが必要です。

東京の東京海上日動海外総合サポートデスク

(81)3-6758-2460

海外旅行中の事故・ケガ・トラブルにより保険について相談したい時は…

海外旅行中の病気やケガ、盗難などのさまざまなトラブルにより、保険についての相談をしたい場合にご連絡ください。専任スタッフがお客様のニーズ、トラブルの種類に応じ、日本語で対応いたします。

東京海上日動火災保険株式会社が提供する当サービスは、東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社(INTAC)が全世界からのお電話を東京で受け付けています。お客様のニーズ、トラブルの種類に応じて各種提携会社を起用し、当サービスを提供いたします。なお、当サービスの提供は、カード会員資格の確認後となり、資格の確認ができない場合には、お客様に医療費などのお立替をお願いすることとなります。あらかじめご了承ください。

### ①最寄りの病院のご案内・ご紹介

東京海上日動の提携医療機関をはじめ、お客様が滞在地の地域の医療機関をご案内いたします。

### ②医療機関への直接支払 ～キャッシュレス・メディカル・サービス～

東京海上日動が提携している病院などの医療機関において、その場で自己負担することなく治療が受けられます。(詳細は下記ご確認ください。)

### ③病人・ケガ人の移送の手配

移送・転院の為に必要な交通機関を、ご容体・交通事情等に応じて手配いたします。

### ④救援者に関する各種サービス

救援者の渡航手続・ホテルの手配等のお手伝いをいたします。

### ⑤保険金ご請求方法に関する各種相談

ご請求手続に関する一般的な事柄についてご説明いたします。(保険金お支払可否につきましてはご回答いたしかねます。)

※ ゆめカードゴールドカードに付帯の海外旅行保険で、お支払いの対象とならない費用、または同保険の保険金額を超過する部分については、お客様の自己負担となります。

※ お客様へのサービス提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

～キャッシュレス・メディカル・サービス～

保険会社が提携している病院などの医療機関において、その場で自己負担することなく治療が受けられます！

### ① 病院に行かれる前に必ず海外総合サポートデスクにご連絡ください。

② 最寄りの病院をご紹介します。受診のご予約は海外総合サポートデスクまたは東京海上日動の提携会社にて行います。(地域によっては、お客様からお電話にてご予約をお願いする場合があります。)

③ 病院にてキャッシュレス・メディカル・サービスを受けていただきます。処方薬代、通院交通費などにつきましては、お客様にて一度お立替のうえ、ご帰国後に保険会社にご請求ください。

### 《ご注意点》

・ 地域・病院によってはキャッシュレス・メディカル・サービスが受けられない場合があります。

・ 海外旅行保険金をお支払いできないケース(既往症、持病、歯科疾病、保険金額を超過した治療費等)は、キャッシュレス・メディカル・サービスのご提供はいたしかねます。

・ カード会員資格、担保内容、出国日などを確認する必要があるため、サービスの提供にお時間を要する場合があります。

・ カード会員資格の確認後、病院の予約・手配までには一定程度時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・ 海外旅行において、自動化ゲートの利用により、パスポートに出入国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表などが必要です。